

令和 8 年 第 5 回
喜茂別町農業委員会総会 議事録

(令和 8 年 7 月 1 7 日 開催)

公表用

喜茂別町農業委員会

喜茂別町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和 8年7月17日（金曜日） 午後6時00分 開会
午後6時30分 閉会

- 2 開催場所 喜茂別町役場 2階 大会議室

- 3 出席委員（8人）

会 長	9番	前 田 昌 明
職務代理者	1番	行 天 雄 也
委 員	3番	小 熊 英 実
	4番	渡 辺 雄 一
	5番	齊 藤 信 一
	6番	鷹 羽 欣 司
	7番	越 後 功
	8番	小 出 浩一郎

- 4 欠席委員（1人）
2番 内 尾 勝 稔

- 5 議事日程

第1	会議録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3 報告第1号	農用地あっせん経過及び結果報告について
第4 議案第1号	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認 について
第5 議案第2号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集 積等促進計画の要請について

- 6 農業委員会事務局職員

事務局 長	齊 藤 修 二
係 長	大 平 菜 央
主 任	大 迫 尚 樹
	高 田 将 行

・午後6時00分 開会

議長
(前田会長)

事務局より説明願います。

以上で、報告第1号 農用地あっせん経過及び結果報告の説明を終わります。

農地等の賃借権を合意解約した旨の通知書の提出があったので、通知の可否についてお諮りするものです。

	番号１についてご説明いたします。 議案第１号別紙をご参照ください。 (別紙により説明) 以上で、議案第１号番号１の説明を終わります。
議 長	事務局より説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質問はございませんか。 【なしの声あり】 質問等がなければ、異議なしと認め、議案第１号番号１は議案のとおり承認することといたします。 次に番号２について、事務局より説明願います。
事務局	番号２についてご説明いたします。 議案第１号別紙をご参照ください。 (別紙により説明) 以上で、議案第１号番号２の説明を終わります。
議 長	事務局より説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質問はございませんか。 【挙手あり】 ７番、越後委員
越後委員	今回は全部で約■ha ありますが、これで■■■■氏所有の農地は全てですか？ 他にも農地を所有していますか？
事務局	委員の質問にお答えいたします。 他にも農地を所有しており、どのように扱うかご本人が検討しています。 面積は約■ha です。
議 長	他にございませんか。 【なしの声あり】 質問等がなければ、異議なしと認め、議案第１号番号２は議案のとおり承認することといたします。 日程第５ 議案第２号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請についてを議題といたします。 本件について、３件の要請がありましたので、１件ずつ審議したいと思います。 はじめに番号１について、事務局より説明願います。

事務局	●議案第２号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について 議案第２号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請についてご説明いたします。 別紙をご覧ください。 番号１について、上段は農地中間管理機構が農地の所有者から農地を借受けるための促進計画です。 (別紙により説明) 以上で、議案第２号番号１の説明を終わります。
議 長	事務局より説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何か、ご質問はございませんか。 【挙手あり】 ８番 小出委員
小出委員	この案件は、必ず農地中間管理機構を通じて手続きする必要があるのでしょうか？
事務局	以前に締結していた契約が満了し、更新の契約となります。ご本人に農地法第３条による契約も可能であると説明しましたが、これまでと同様の契約としたいとの意向を受け、農地中管理機構を通じた契約にしたものです。
議 長	他にございませんか。 【なしの声あり】 質問等がなければ、異議なしと認め、議案第２号番号１は議案のとおり承認することといたします。 次に番号２について、事務局より説明願います。
事務局	次に、番号２について、こちらは農地中間管理機構を介し農地の売買を行うための促進計画です。 議案第２号別紙、番号２をご参照ください。 (別紙により説明) 以上で、議案第２号番号２の説明を終わります。
議 長	事務局より説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何か、ご質問はございませんか。 【挙手あり】 ３番 小熊委員

小熊委員	売買金額の支払い方法はどのように進むのですか？
事務局	委員の質問にお答えいたします。 農地を購入した方が、北海道農業公社に支払い、その後、農業公社から農地を売却した方に支払いをすることとなります。
議 長	他にございませんか。 【挙手あり】 5 番 齊藤委員
齊藤委員	先程の議案で合意解約した農地と今の議案の農地は同じですが、面積に差異がありますが、要因を説明願います。
事務局	委員の質問にお答えいたします。 別紙詳細図をご覧ください。 賃貸は耕作に適した部分のみの契約であり、売買は耕作に適さない部分も含めた土地全てが対象のため、差異が出ているものです。
齊藤委員	購入者はその条件を理解した上で手続きをしているのでしょうか？
事務局	委員の質問にお答えいたします。 購入者は、あっせん委員会を通じて条件を理解の上、手続きをしていると認識しております。
議 長	他にございませんか 【なしの声あり】 質問等がなければ、異議なしと認め、議案第 2 号番号 2 は議案のとおり承認することといたします。 次に番号 3 について、事務局より説明願います。
事務局	次に、議案第 2 号番号 3 について、こちらも農地中間管理機構を介し農地の売買を行うための促進計画です。 (別紙により説明) 以上で、議案第 2 号番号 3 の説明を終わります。
議 長	事務局より説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何か、ご質問はございませんか。 【挙手あり】 8 番 小出委員

小出委員	農地中間管理機構を通じて、使用貸借や売買する場合の手数料について、説明いただきたい。
事務局	委員の質問にお答えいたします。 使用貸借については、手数料は発生しません。 売買については、売却した者は２％、購入した者は１％の手数料が発生します。
議 長	他にございませんか。 【なしの声あり】 質問等がなければ、異議なしと認め、議案第２号番号３は議案のとおり承認することといたします。 これで、本総会の議案審議はすべて終了いたしました。 以上をもちまして、令和８年第５回喜茂別町農業委員会総会を閉会いたします。

・午後６時３０分閉会

上記総会議事録は事務局で作成したものではあるが、内容に正確であることを証する。

令和８年第５回喜茂別町農業委員会総会

令和８年９月２日

喜茂別町農業委員会

会 長 前 田 昌 明 印

会議録署名委員 行 天 雄 也 印

会議録署名委員 鷹 羽 欣 司 印